

# 第1編 総論

## 第1章 計画の趣旨

### 1. 計画作成に当たっての基本的考え方

市国民保護計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事における市民の安全と安心を確立するために作成するものである。また、武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で、自然災害や事故災害との違いはあるが、市民の安全を確保するための方策においては、共通する部分も多い。

このため、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど、阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた、市地域防災計画等に基づく、これまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、市地域防災計画との整合を図るよう努める。

### 2. 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を、的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### 3. 市が実施する国民保護措置

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

#### **4. 市国民保護計画に定める事項**

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

#### **5. 計画の構成**

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

#### **6. 計画の見直し、変更手続き**

##### **(1) 市国民保護計画の見直し**

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

##### **(2) 市国民保護計画の変更手続**

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様に、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、三木市議会に報告し、公表する。